

## 宮城県公報

行 宮 城 県  
宮城縣仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

条 例	人事課	ページ
○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	五八
○条例の形式を左横書きに改正する条例	(県政情報・文書課)	五八
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	五九
○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教職員課)	六一
○県税減免条例の一部を改正する条例	(税務課)	六一
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六二
○市町村振興資金貸付基金条例	(市町村課)	六二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(デジタルみやぎ推進課)	六三
○グリーン購入促進条例の一部を改正する条例	(循環型社会推進課)	六三
○土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	(廃棄物対策課)	六四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(長寿社会政策課等)	六四

○循環器病対策推進協議会条例	(健康推進課)	六五
○感染症診療協議会条例の一部を改正する条例	(疾病・感染症対策課)	六六
○子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進課)	六六
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	六六
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子ども・家庭支援課)	六六
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	七〇
○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	七〇
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	七一
○宿泊税基金条例	(観光戦略課)	七一
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(家畜防疫対策室)	七一
○宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	七二
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(同)	七二
○都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(同)	七二
○県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	七三
○証紙条例を廃止する等の条例	(出納管理課)	七三

## 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三三四人」を「四、三四六人」に、「三、七八九人」を「三、八〇一人」に改め、同項第十号中「一三、四〇一人」を「一三、二六一人」に改め、同条第三項中「二六七人」を「二六八人」に、「二、〇八八人」を「二、〇九二人」に、「一、二二六人」を「一、二二九人」に、「一、一八二人」を「一、一八六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県条例第三十一号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。  
別表一の項及び二の項中「一八、〇〇〇円」を「三一、二四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「省令第一条の二第二項第八号」を「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）第一条の二第二項第九号」に改める。

第四条中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「の届出」の下に「をしようとする者」を加え、「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書に同条第二項に規定する書類及び」「第五条の二第二項の変更届出書に」「行わなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第二号中「第八条第二項第三号、第四号又は第六号」を「第四条第一項第二号、第三号又は第五号」に改める。

第五条中「第二条」を「法第四条」に改める。

第十条第一項第一号中「三万三千元」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該免許又は免許の更新を受けようとする場合にあっては、二万六千五百円）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第四号中「一万七千元」を「二万四千元」に改め、同項第五号中「一万千元」を「二万円」に改め、同項第六号中「九千元」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。  
第二十条の見出し中「等」及び「及び経由」を削り、同条第二項を削る。

別表一の項中「八千六百元」を「一万千元」に、「二万二千元」を「二万五千元」に、「四万三千元」を「六万円」に、  
「八万六千元」を「十三万円」に、  
「十七万円」を「十七万四千円」に、  
「二十五万六千元」を「二十七万四千円」に、  
「三十三万円」を「三十三万七千円」に、  
「三十七万円」に、「三十万円」を「五十二万五千元」に、「一万三千元」を「一万五千元」に、  
「三万円」を「三万三千元」に、  
「六万五千元」を「八万二千元」に、  
「十二万円」を「十三万七千円」に、  
「二十万円」を「二十四万円」に、  
「二十七万円」を「三十五万六千元」に、「三十四万円」を「四十九万円」に、「四十八

三万円
六万五千元
十二万円

を

三万三千元
八万二千元
十三万七千円

に、「二十万円」を「二十四万円」に、

八万六千元
十三万円
十七万円

を

十万三千元
十七万四千円
二十五万六千元

に、「二十二万